

# 悪質・危険な行為が違反の取締り対象に!

## 対象となる違反行為は75種類…

(違反の根拠規定となる道路交通法の条項の数は113)

★青切符の対象となる違反行為(反則行為)は**信号無視や通行区分違反(右側通行など)、指定場所一時不停止等**など75種類で、実際には、以下のような**悪質・危険な行為が取締り対象となり、青切符が交付**されます。

- ◆「携帯電話使用等(保持)」や「遮断踏切立入り」、「自転車制動装置不良」など、重大な事故につながるおそれが高い違反をしたとき
- ◆違反により、歩行者を立ち止ませたり、他車の急ブレーキや急な進路変更といった回避措置を引き起こしたりしたとき
- ◆違反を同時に2つ以上行い、事故の危険が高まっているとき
- ◆違反であることについて指導警告されているのに、あえて違反を行ったとき

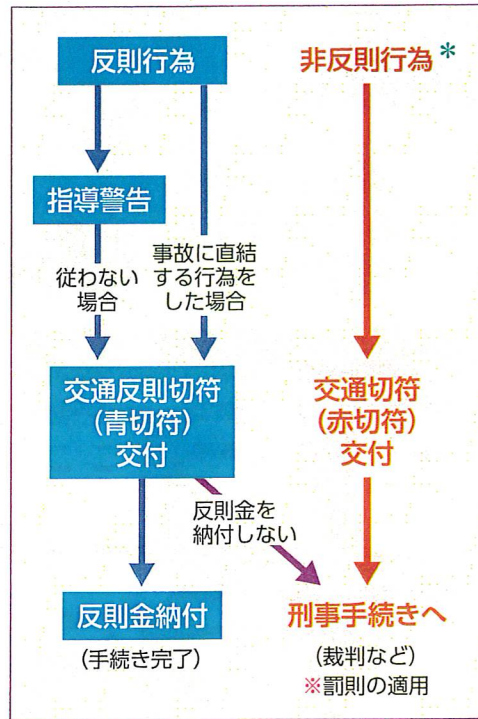
※参考：警察庁「自転車を安全・安心に利用するために」(自転車ルールブック)

## ▶ 飲酒運転などには赤切符が交付…

★**飲酒運転(酒酔い、酒気帯び)や妨害運転、スマートフォンの使用で交通の危険を生じさせた場合**など20数種類の特に悪質・危険な違反行為(非反則行為\*)には、刑事手続きに入る**交通切符(赤切符)が交付**されます。



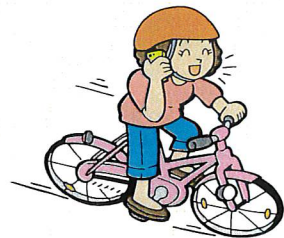
■自転車の交通違反取締りの流れ(改正後)



## こんな違反行為が青切符の対象です! (反則行為の例)

※裏表紙の表もご覧ください。

### ◆ながらスマホ (携帯電話使用等(保持))



★運転中、スマートフォンなどを手に持って、通話したり画面を見たりしてはなりません。

**反則金 12,000円**

■罰則…6月以下の拘禁刑または10万円以下の罰金

●片手運転をすることになり、周りに注意も向かなくなるので非常に危険です。

### ◆遮断踏切立入り



★遮断機が閉じようとしているときや閉じている間、警報機が鳴っている間は、踏切に入ってはなりません。

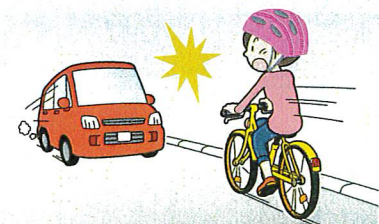
**反則金 7,000円**

■罰則…3月以下の拘禁刑または5万円以下の罰金、過失10万円以下の罰金

◆踏切不停止等…踏切を通るときは、直前で一時停止し、安全を確認しなければなりません。

(反則金は6,000円、罰則は「遮断踏切立入り」と同じ)

### ◆右側通行 (通行区分違反)



★自転車は、自動車と同じ左側通行です。歩道がある道路では車道の左端、歩道がない道路では道路の左端に寄って通行しなければなりません。

**反則金 6,000円**

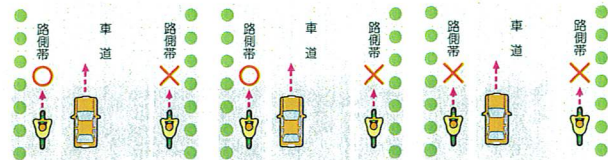
■罰則…3月以下の拘禁刑または5万円以下の罰金

●右側通行(逆走)をすると、車やほかの自転車などと正面衝突する危険性が高くなります。

★以下の行為をした場合も「通行区分違反」となり、右側通行の場合と同額の反則金が適用されます。

◆「通行可」を示す標識等がない歩道を通行 (裏表紙①参照)

◆道路右側の路側帯、歩行者用路側帯を通行



「実線1本」の路側帯 「実線と破線」の路側帯 「実線2本」の路側帯 (歩行者用路側帯)

### ◆信号無視(赤色等)

★「車両用信号機」の信号に従うのが原則ですが、「歩行者・自転車専用信号機」がある場合はその信号に従い、「歩行者用信号機」がある横断歩道を通行する場合はその信号に従わなければなりません。

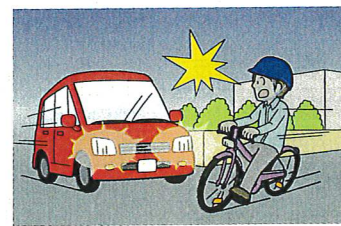


**反則金 6,000円**

■罰則…3月以下の拘禁刑または5万円以下の罰金、過失10万円以下の罰金

※点滅信号を無視した場合の反則金は5,000円、罰則は「赤色等」と同じ。

### ◆無灯火



★夜間は必ずライトを点灯して通行しなければなりません。

**反則金 5,000円**

■罰則…5万円以下の罰金、過失同じ

●無灯火で通行していると、車のドライバーや歩行者から見えにくく、事故を招く危険性が高くなります。

### ◆運転中のヘッドホン・イヤホンの使用 (公安委員会遵守事項違反)



★安全な運転に必要な周囲の音や声が聞こえないような状態で運転してはなりません。

**反則金 5,000円**

■罰則…5万円以下の罰金

●車の走行音やクラクション、緊急自動車のサイレン、歩行者の声などが聞こえなくなるおそれがあります。

### ◆並進 (並進禁止違反)



★自転車は、ほかの自転車と横に並んで走ることではできません。

**反則金 3,000円**

■罰則…2万円以下の罰金または料

●車や歩行者が通行するスペースが狭くなり、他車(者)の通行の妨げになります。

### ◆一時不停止 (指定場所一時不停止等)

★「止まれ」の標識がある交差点では、必ず一時停止して、安全を確かめてから通行しなければなりません。



**反則金 5,000円**

■罰則…3月以下の拘禁刑または5万円以下の罰金、過失10万円以下の罰金

●特に住宅地域の交通量が少ない無信号交差点では、車と自転車が出会い頭に衝突する事故が多発しています。

### ◆傘差し運転 (公安委員会遵守事項違反)



★視野を妨げたり、走行が不安定になったりするおそれのある方法で運転してはなりません。

**反則金 5,000円**

■罰則…5万円以下の罰金

●物を担いだり、手に持ったりして運転することも、走行が不安定になりやすい危険な行為です。

### ◆歩道徐行等義務違反



★歩道を通行できる場合でも、決められた部分を徐行するなど、歩行者を優先させなければなりません。(裏表紙②参照)

**反則金 3,000円**

■罰則…2万円以下の罰金または料

◆路側帯進行方法違反…路側帯を通行するときは、歩行者の通行を妨げないような速度と方法で進行しなければなりません。(反則金、罰則は「歩道徐行等義務違反」と同じ)

### ◆二人乗り (軽車両乗車積載制限違反)



★都道府県公安委員会が定める乗車制限を超えて乗車をさせ、自転車を運転してはなりません。

**反則金 3,000円**

■罰則…2万円以下の罰金または料

●荷台などに人を乗せて運転すると、バランスを崩して転倒したり、ふらついて進路を乱したりする危険があります。

### ◆自転車制動装置不良 (ブレーキのない自転車の運転など)

**反則金 5,000円**

■罰則…5万円以下の罰金、過失同じ

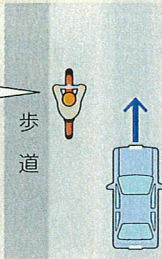
その他の  
自転車関連の改正

## 自転車追抜き時の安全を確保するための規定が新設!

★自動車等(自動車、一般原動機付自転車)が自転車等(自転車、特定小型原動機付自転車など)を追抜く際に十分な間隔がない場合…

●自転車等は…できる限り道路の左側端に寄って通行しなければなりません。

- 罰則 5万円以下の罰金
- 反則金 5,000円  
(被側方通過車義務違反)



●自動車等は…間隔に応じた安全な速度で進行しなければなりません。

- 罰則 3月以下の拘禁刑または5万円以下の罰金
- 違反点 2点
- 反則金 大型・中型・準中型9,000円  
普通7,000円 二輪6,000円  
小特・一般原付5,000円

### ■自転車の主な反則行為と反則金の額

反則行為	反則金の額	反則行為	反則金の額	反則行為	反則金の額
携帯電話使用等(保持)	12,000円	指定場所一時不停止等	5,000円	自転車制動装置不良	5,000円
遮断踏切立入り	7,000円	幼児等通行妨害		3,000円	
信号無視(赤色等)	6,000円	被側方通過車義務違反			公安委員会遵守事項違反
通行区分違反		通行帯違反			歩道徐行等義務違反
踏切不停止等		道路外出右左折合図車妨害			路側帯進行方法違反
交差点安全進行義務違反		進路変更禁止違反			並進禁止違反
横断歩行者等妨害等		乗合自動車発進妨害			道路外出右左折方法違反
安全運転義務違反	割込み等	交差点右左折方法違反			
信号無視(点滅)	5,000円	交差点右左折等合図車妨害			交差点右左折方法違反
通行禁止違反		交差点等進入禁止違反		軽車両乗車積載制限違反	
歩行者等側方安全通過義務違反		無灯火	自転車道通行義務違反		
急ブレーキ禁止違反		軽車両整備不良	警音器使用制限違反		



令和8年4月1日から

# 自転車の違反に反則金!

16歳以上の人が取締りの対象!

- 自転車の交通違反にも交通反則通告制度(反則金制度)が適用!
- 規定の違反行為(反則行為)に対し、交通反則切符(青切符)による取締り!

## 歩道通行のルールを再確認しましょう!

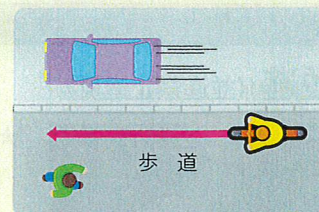
### ①「歩道通行可」の標識・標示がある場合や、車道通行が危険な場合などは、歩道を通行できる

★自転車は車道通行が原則ですが、以下の場合は歩道を通行することができます。

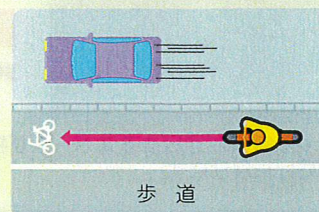
- ①「歩道通行可」を示す標識や道路標示がある場合
- ②13歳未満の子どもや70歳以上の人、体の不自由な人が運転する場合
- ③車道で道路工事を行っている、車道の幅が狭く車が多いなど、車道通行が危険な場合



「歩道通行可」を示す標識(左)と道路標示(右)



通行指定部分なし

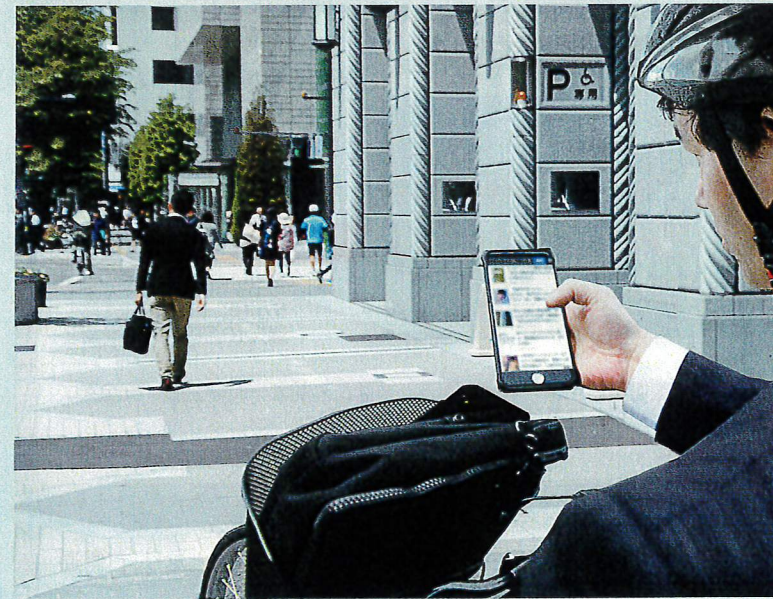


歩道  
通行指定部分あり

### ②歩道では車道寄りを徐行し、歩行者を優先

★歩道では、以下のことを守らなければなりません。

- ①歩道の中央から車道寄りの部分を通行する。
- ②自転車が通行するべき部分が道路標示で示されているときは、その部分(通行指定部分)を通行する。
- ③すぐに止まれるような速度で進行(徐行)し、歩行者が立ち止まったり、避けなければならなくなったりするときは一時停止する。



### ◆交通反則通告制度(反則金制度)とは…

比較的軽微な交通違反に交通反則切符(青切符)を交付し、違反者が反則金を納付すれば刑事罰を科さない制度です。法改正により、自転車をはじめとする軽車両の違反にも適用されることとなりました。

交通ルールを守って、安全通行に努めましょう!

## 浜松市交通事故防止対策会議・浜松市

# 地域の活動紹介

## 防災関連講座

三方原地区コミュニティ協議会 主催

いつ発生するか分からない災害への備えは大丈夫でしょうか。三方原は地盤が堅牢といわれ、しかも崖崩れ等の危険性もないことから、私を含めて地域の皆様の防災に対する意識がやや希薄な印象を持ちます。そこで、昨年11月と本年1月に、地域の防災リーダー（自治会・自主防災隊役員、民生委員など）を対象として、浜松市の「避難所運営ゲーム（HUG訓練）」を含む防災関連2講座を開催しました。

このような講座を通じて、災害時の被害を少しでも減らすことができたいと思っています。令和8年度も防災関連の出前講座の開催を予定しています。



三方原地区コミュニティ協議会  
会長 鈴木 登志郎

※ 地区コミュニティ協議会は、市内に50ある地区自治会連合会の区域を基本として、任意で設立することができ、市が認定します。さまざまな団体がつながりを深めながら、地域の課題について話し合ったり、意見を市に届けたりすることで、地域の課題解決や活性化を図っています。  
（「広報はまつ（令和6年11月）」より引用）

## 第1回 大規模災害に備えて



令和7年11月23日 三方原協働センター ホール  
「大規模災害に備えて」では、ハザードマップ上、三方原地域は、他の地域に比べ危険度は低いものの、大雨による低地の浸水、地震による停電等において、どのような対応が必要かについて意見を述べ合いました。

## 第2回 HUG 訓練



令和8年1月17日 三方原協働センター ホール  
HUG（ハグ）訓練とは、避難者の様々な事情が書かれた250枚のカードを、体育館などの平面図に配置し、避難所運営を模擬体験するゲーム形式の防災訓練（避難所運営ゲーム）です。静岡県が開発したもので、多様な人々への配慮や、次々と起こる課題への対応を各グループ内で話し合い学ぶことができます。参加者の皆さんは、少しでも適切な判断をしようと悪戦苦闘していました。



## 編集後記

今年度も本紙をお読みいただきありがとうございました。広報部会の活動を通じて、三方原地区の福祉に関わるさまざまな取り組みや思いを知ることができました。特に編集を通じて知った「家事・移動の支援」や、小学校での「原っ子タイム」からは、改めて人と人とのつながりの大切さを感じました。新年度が始まり、新しい一歩を迎える方も多いことと思います。本紙が、地域を身近に感じるきっかけとなっただけを願っています。一年間、ありがとうございました。

～広報部会 白崎 篤～

## 生活支援のご報告

三方原地区社協 会長 富永厚平



三方原地区社会福祉協議会では、2年前より草取りやゴミ出しを中心とする「家事支援」に送迎サービスの「移動支援」を加え、それまでの「家事支援部会」を「生活支援部会」と改称しました。以来、今までの家事支援も年間約1000件に達し、移動支援も予定よりほぼ倍増して、今年度は850件余となる見込みとなりました。およそ1850件の依頼を70名余りの支援員の活動により、利用者の期待に添えてきています。移動支援は運転ボランティアの数に限りがあり、利用者の皆さんには、週1回程度の利用をお願いしています。支援希望者は毎週増え続けています。高齢化社会の波が急速に広がっていく様子が感じられます。皆様方にも賢く利用していただくと共に、支援するボランティアも高齢者であることをご理解願います。地域の皆さんがいつまでも健康で、元気に活動できるお手伝いできればと思っています。

## 第2回家事支援協力員研修会

令和7年11月7日 三方原協働センター 2階講座室



研修会会場



各グループでミーティング



研修会総括

## 家事支援協力員募集中!

《ご相談・お問い合わせ先》

三方原協働センター・ボランティアルーム

毎週火曜日 9時～12時

電話・FAX 053-439-0865



家事支援協力員の皆さん

～～ 本号の内容 ～～

1面▶ 生活支援のご報告

1面▶ 家事支援協力員研修会

2面▶ 三方原小学校 原っ子タイム

2面▶ 天竜エコテラス施設見学会

3面▶ 2025三方原協働センターまつり

3面▶ 三方原地区社協今後の活動予定

4面▶ 地域の活動紹介

4面▶ 編集後記



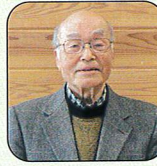
# 三方原小学校 原っ子タイム

第1回 令和7年12月10日 第2回 令和8年2月25日



三方原地区社協 相談役 小倉一夫

今年で4回目になる三方原小学校の総合学習授業「原っ子タイム」が、12月と2月に行われました。当地区社会福祉協議会と小学校区のシニアクラブから約50名が参加し、4年生の子供たちと交流しました。



授業では、班別に分かれた子供たちから、予め話し合ってきた質問に答えました。続いて全員が二重の輪になって三方原音頭の踊りを練習しました。『やさしさを手から手へ』～「自分にできる福祉を实践しよう」～のテーマを地域のお年寄りと交流することから何かを学ぼう、自分にできる福祉は何か？を見つけようとしています。「地域のすべての人たちと地域のことを考える」という当地区社協の目的に沿っているこの学校の子供たちとの交流が、この先も地域の伝統になっていくことを願っています。



皆さんよろしくお願ひします!!



地域の皆さんとの話し合い



三方原音頭の練習



# 浜松市天竜エコテラス施設見学会

(浜松市天竜清掃工場) 令和8年2月12日



天竜エコテラス

施設見学研修会が久しぶりに行われました。今回は24名の参加者で天竜区の「天竜エコテラス」というごみ処理施設を見学しました。この施設では、集められた燃えるごみを1800度の高温で溶融し、スラグとメタルに分けて資源化します。埋設しなければならない最終の飛灰(ひばい)が、持ち込んだごみの僅か3%にまで減らすことが出来るとのことでした。2024年4月から稼働した新しいこの施設では、多くの作業を中央制御室の監視と制御のもと行っています。作業から出るにおいも、気圧のカーテンなどで見学場所ではほとんど感じられないなど、作業員や環境にも配慮されていました。ただ、プラスチックごみの分別では人の手で行われている部分もあります。流れ作業を見ながら説明を受け、ごみそのものを減らすことや、一人ひとりが決められたルールを守っていくことの必要性を改めて感じた見学会でした。



施設の説明



プラ容器包装クレーン



各処理施設を見学



参加者の皆さん



# 2025 三方原協働センターまつり

令和7年12月14日(日)、小雨が降る中で「三方原協働センターまつり」が開催されました。足元の悪い中にもかかわらず、多くの皆様にご来場いただきありがとうございました。

今回のセンターまつりは、体育館の芸能発表がどこの位置からも見えるように展示パネルの位置を変更しました。どの場所からもステージが見られて「展示・体験ブース」と「ステージイベント」に一体感が生まれました。また、出店者も多かったことから外に飲食ブースを用意しましたところ、雨が上がった頃からご利用いただきました。

三方原協働センターまつりは、地域の皆様とセンターの利用者さんとの交流の場でもあります。皆様に楽しんでいただけるように毎年工夫して開催しますので皆様次回も是非ご来場ください。



浜松北地域まちづくり協議会 会長 波多野千津子

<p>屋外会場</p>  	<p>ステージイベント</p>  	<p>体験ブース</p>  	<p>展示ブース</p>  
--	--	---	---



# 三方原地区社会福祉協議会 今後の活動予定

令和8年4月18日(土)	三方原地区社協定期総会	13:30～15:30	三方原協働センター
令和8年6月22日(月)	歌声広場	10:00～12:00	三方原協働センター

三方原地区社会福祉協議会のホームページでもお知らせ欄において今後の活動予定を配信しています。また、天候等により催し物が中止または延期になった場合は、その都度お知らせしていきますのでどうぞご覧ください。

三方原地区社会福祉協議会

